

千葉県被保護者支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 多様で複雑な課題を抱える被保護者を適切に支援していくため、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第27条の3第1項の規定に基づき、各区保健福祉センター社会援護課（中央区・若葉区においては、社会援護第一課及び社会援護第二課。以下「社会援護課」という。）に、千葉県被保護者支援調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における被保護者の支援体制に関する検討
- (2) 個々の被保護者の支援・役割分担に関する検討
- (3) その他調整会議の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 調整会議は、被保護者の支援に関係する者として各区社会援護課長が必要と認めるもの（以下「構成機関」という。）をもって構成する。（意見の聴取等）

第4条 各区社会援護課長は、第2条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、構成機関に被保護者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、各区社会援護課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の設置及び運営等に関し必要な事項は、保護課長が別に定める。

附則 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。